

## 第3期（2018年度）国際NGO助成募集要項

公益財団法人 自然保護助成基金

公益財団法人自然保護助成基金（理事長 有賀 祐勝）では、わが国及び海外の自然環境の保全に資する活動の支援と、これらの活動の基礎となる調査研究の進展のため、助成事業を実施してまいりました。

本プログラムは、国際NGOと当財団とが連携して、海外における自然保護問題の解決に取り組むことを目的とした助成事業です。

### 趣旨ならびに目的

世界各地の自然保護問題の解決のため、海外において、現地住民や行政組織、民間企業、科学者等と接点を持ち、既に活動実績のあるNGO団体と当財団が連携し、助成を行うものです。

### 応募資格

- ・ 国際的に活動を行っているNGO団体で、日本に拠点があること。または、海外拠点がなく日本国内のNGO団体で、海外のNGO団体とパートナーシップを結び国際的な活動をしていること。
- ・ 日本語でのやり取りが問題なく行えること。
- ・ 海外における自然保護活動の豊富な経験を有していること。
- ・ 日本法に基づく法人格を有していること。

※日本に拠点のないNGO団体は申請できません。

### 内容

申請団体が実施しているプロジェクトの中で、新たに認識された自然保護問題を解決するための活動費や調査・研究費の助成を行います。

以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。
- ②特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

### 助成金額

プロジェクトの計画段階で、その内容をあらかじめ当財団職員と協議した上で、助成申請金額を決定し、申請していただきます。

上限金額は定めておりませんが、100万円規模を目安にご検討ください。

### 助成期間

プロジェクトの実施期間は、助成金交付後、原則として1年間です。複数年希望する場合にも毎年申請し、審査を受けることが必要となります。

ただし、当財団の助成を2回以上受けたことがあり、十分な成果を上げている団体については、複数年にまたがるプロジェクトの申請を受け付ける場合があります。希望がある場合は事務局にご相談ください。

助成金の交付時期は2018年4月を予定しています。

### 審査方法

自然保護問題に関する有識者から構成される当財団審査委員会で審査の上、理事会にて決定します。

審査の過程で計画について口頭や書面による説明を求める場合があります。

## 審査基準

1. 緊急性・重要性：国際的な観点からみた緊急性，重要性。
2. 発展性：そのプロジェクトの実施により地域の自然保護問題が将来的に解決の方向に向かうか。
3. 具体性：プロジェクトが具体的で，実施に無理がないこと。
4. 過去の実績：これまでの活動の実績が十分であるか。

上記の点について総合的に判断し採択案件を決定します。

## スケジュール

2017年12月25日	募集要項公開
2018年2月2日 17:00	応募締め切り
2018年3月16日	審査結果公開
2018年4月1日以降	助成金交付

## 応募手続き

### 1. 当財団への連絡

問い合わせ先の電子メールアドレスに連絡し，当財団職員との相談日を決定します。

### 2. 当財団職員との協議

これまでに実施してきたプロジェクトの成果などご説明いただき，どのような助成が可能か，協議させていただきます。直接お越しいただくのが難しい場合は，スカイプでの協議も可能です。

### 3. 申請書類の入手

申請書類は，当財団のウェブサイト <http://www.pronaturajapan.com/>よりダウンロードしてください。

### 4. 申請書の提出

審査は提出された申請書に基づいて行います。申請書をWord，支出計画・年間スケジュールをExcel，またそれらを電子ファイル（PDF）化したもので提出してください。容量が2MB未満の場合は電子メールに添付，それ以上の場合はファイル送信サービスを利用して，問い合わせ先の e-mail アドレスに送付してください。

なお，申請書提出後3日以内に当財団より受領の連絡がない場合には，ご連絡をお願いします。

## 応募締め切り

申請書は，2018年2月2日17:00（厳守）までに提出してください。

書類に不備がある場合，受理しないことがありますので，時間に十分余裕をもって提出して下さい。

## 申請書作成上の注意

助成金は，助成対象事業の実施に必要な直接経費で助成金費目一覧（別紙）に記されている項目とします。グループメンバーの人件費やグループ組織の運営管理に必要な一般管理費は助成の対象となりません。

各項目について，文字サイズ，行間等を調整していただいても結構ですが，文字は10ポイント以上とします。申請書のp.2～5については，図や表を用いて説明することも可能です。その場合，枠のサイズを変更して構いません。ページ数を増やすことはできません。詳細は申請書サンプルを参照してください。

## 結果の通知

審査結果は当財団ウェブサイトで公開します。結果は応募者全員に文書にて通知します。

## 助成金の支払い

助成金は、活動団体もしくは申請代表者の口座に入金します。

## 助成を受けた者の義務

### 1. 中間報告書の提出

2018年10月31日までに、それまでの活動内容や、目標の達成状況、新たに見つかった課題などを記した中間報告書を提出していただきます。

### 2. 中間報告会での発表

2018年12月上旬に、東京にてプロジェクトの中間報告会を行います。採択者には、これまでの活動の成果を発表していただきます。

### 3. 最終報告書の提出

2019年6月下旬までに、最終報告書を提出（当財団成果報告書に掲載）していただきます。

その他、詳細は助成決定後に当財団と取り交わす覚書によります。

## 現地視察について

活動期間の前半7月～11月にかけて、当財団の研究員がプロジェクトの活動現場を視察し、活動内容および進捗状況の確認や、今後の方向性についてのディスカッションを行います。

## 個人情報の取り扱い

当財団がこの助成事業により取得する個人情報は、審査作業および採択後に発生する助成金の事務処理に必要な範囲に限定して使用します。

## 問い合わせ先

〒150-0046 東京都渋谷区松濤 1-25-8

松涛アネックス 2F

公益財団法人 自然保護助成基金

tel: 03-5454-1789

fax: 03-5454-2838

e-mail: office@pronaturajapan.com

担当：板垣佳那子